

住宅・土地統計調査と住生活総合調査の統合の是非等の検討について

- 総務省統計局提出資料
 - ・ 住宅・土地統計調査と住生活総合調査の概略（平成 25 年調査案）
 - ・ 住宅・土地統計調査と住生活総合調査との関係整理

- 国土交通省住宅局提出資料
 - ・ 住生活総合調査の調査事項の必要性について
 - ・ H25 年調査における報告者の負担軽減策について

- 参考
 - ・ 平成 25 年住宅・土地統計調査に関する研究会の構成員
 - ・ 平成 25 年住宅・土地統計調査に関する検討について
 - ・ 平成 25 年住宅・土地統計調査調査票甲（案）
 - ・ 平成 25 年住生活総合調査調査票（案）

住宅・土地統計調査と住生活総合調査の概略(平成25年調査案)

	住宅・土地統計調査	住生活総合調査
○調査の目的	住宅及び住宅以外で人が居住する建物に関する実態、現住居以外の住宅及び土地の保有状況、居住世帯の実態を調査し、住生活関連諸施策の基礎資料を得る。 (物理的、客観的な事項)	住生活基本法に基づく住生活の安定・向上に係る総合的な施策を推進する上で必要となる基礎資料を得るべく、居住世帯に対して居住環境を含む住生活全般に関する実態や居住者の意向・満足度等を総合的に調査する。 (物理的、客観的な事項＋意識・意向に関する事項)
○調査期日	平成25年10月1日	平成25年12月1日
○調査対象数	約350万世帯・住戸 (居住世帯のない住宅についても調査対象)	約9万世帯 (居住世帯のない住宅については調査対象外)
○調査方法	国勢調査の調査区から抽出した約21万調査区の中から各17住戸を抽出した上で、調査員が調査票を配布、回収する。	住宅・土地統計調査の調査区から約1.1万調査区を抽出し、住宅・土地統計調査の調査対象となった17住戸の中から8世帯を抽出した上で、調査員が調査票を配布、回収する。
○調査の流れ	総務省－都道府県統計主管課－市町村統計主管課－指導員－調査員 ※全国一律の流れ	①国交省－都道府県住宅主管課－市町村住宅主管課－指導員－調査員 ②国交省－都道府県住宅主管課－指導員－調査員 ③国交省－都道府県住宅主管課－民間事業者 ④国交省－都道府県住宅主管課－市町村住宅主管課－民間事業者 ※全国一律の流れではない。
○調査項目数※	平成25年調査案(調査票甲):39 (参考) 平成20年 " :40 平成15年 " :44	平成25年調査案:99(うち、意識・意向に関する事項:77) (参考) 平成20年 " :98 平成15年 " :107
結果表章範囲	市区町村単位まで結果表章 (人口1.5万人未満の町村を除く。)	全国、大都市圏、地域ブロック単位、市部・郡部 (都道府県、市区町村単位の結果表章は行わない。) ※ 都道府県等によっては、調査世帯や調査事項を追加した独自の調査(拡大調査)を実施し、住生活基本計画(都道府県計画)策定に必要な自都道府県等の結果を集計。 (平成20年調査における拡大調査の実施自治体:21府県、8政令市)

※調査項目数はいわゆる更問や、調査対象を限定した事項も含めた最大値で算出している。

住宅・土地統計調査と住生活総合調査との関係整理

○住生活総合調査との統合の検討

- ・統合した場合、基幹統計として調査事項数が過大となるため、調査事項の大規模な削減を検討

住宅・土地統計調査：基幹統計調査であり、基本的事項についてのみ調査

住生活総合調査：住生活基本計画(閣議決定)の策定等に必要の指標を得るための重要な基礎調査

⇒ 調査事項の大規模な削減は困難なため、統合は困難であるとの結論



○同時実施の検討

- ・更なる検討として、調査の効率化、記入者負担軽減を追求するため両調査の同時実施を検討

⇒ 両調査の規模、調査の流れ、調査の特性等の違い等に課題



○試験調査における検証

- ・同時実施の可能性を見出すため、定量的観点から、実地に試験調査にて検証を実施

⇒ 同時実施の場合、住宅・土地統計調査の回収率が大きく低下(大都市では10ポイント以上)

⇒ 地方事務が煩雑化、調査票の誤配布が発生(経験値の高い調査員でも事務が混乱)



○まとめ

- ・検討の結果、統合、同時実施は困難であるため、更なる記入者負担の軽減等を検討

⇒ 調査事項の整理、報告者への事前周知の実施、同じ調査員による調査の実施を推進

※平成20年調査における状況

・フェース事項の統合により調査事項減、住生活総合調査の回収率は約86%

・一定の理解を得られた調査手法であるとの評価も可能

住生活総合調査の調査事項の必要性について

住生活基本計画の指標作成に必要不可欠

- 住生活総合調査で行っている住宅及び住環境に対する評価、居住状況の変化の実態、住宅の住み替え・改善の意向・計画、今後の住まい方、親・子世帯との住まい方、子育ての環境等の調査は、住生活基本計画(全国計画:平成23年3月15日閣議決定)の成果指標及び観測・実況指標、意識・意向指標作成に必要不可欠。

* 住生活基本計画において、「特に、目標の達成度を示す指標については、統計調査により得られるデータに限界があること等の課題があるため、指標の充実が図られるよう、引き続き必要なデータの充実等を進める。また、行政が市場の歪みや課題の発生を観測し、要因の分析や対応策の検討に資するものとして必要となる事項や、国民の住生活に関する意識・意向の状況についても施策選択の参考とすべきであるため、その把握に努める。」とされているところ。

住宅政策の立案に必要不可欠

- 当該調査事項は、住宅行政上重要課題である住宅ストックの改善施策、住み替え施策、高齢者住宅施策等に係る予算・税制・融資等を講じるにあたり必要不可欠。また、調査事項は政策課題に対応し5年ごとにスクラップアンドビルドを行い、見直しを行っているところ。

都道府県でも活用

- 都道府県住生活基本計画においても、調査事項が成果指標等として活用されているところであり、調査事項が削減されると、都道府県の独自調査の負担が増大。

H25年調査における報告者の負担軽減策について

住生活総合調査における報告者の負担軽減策として、H25年調査から以下の措置を講じる予定。

住調実施時の事前周知

■ 統計部局の協力により、住宅・土地統計調査の調査票回収時に住生活総合調査の事前周知を行う。

調査票の改善

■ 報告者が住宅・土地統計調査への回答経験を生かして容易に回答できるよう、住宅・土地統計調査の調査票形式にあわせて調査票をA4化、一部カラー化するとともにマークシート回答方式とする。

調査事項の見直し

■ 負担感・忌避感の大きい項目を削除するとともに、項目の統合・整理を行い、大問数において前回の10問から8問に削減。

H20調査項目	H25調査項目(案)
I 現在の住宅・住環境の評価	I 現在の住宅・住環境の評価
II 最近の居住状況の変化	II 最近の世帯事情の変化
	III 最近の住み替え、リフォーム等
III 住宅の改善の意向・計画	IV 今後の住まい方
IV 今後の住まい方	
VII 住宅の相続	V 住んでいる住宅以外の住宅
VIII 別荘・セカンドハウス	
V 親・子との住まい方	VI 子との住まい方
VI 子育ての環境	
IX 要介護認定	VII 要介護認定
X 住居費・資産	VIII 住居費

・従来は短期と中長期に分けて意向・計画を聞いていたが、報告者にとって重複感があったため設問を統合・整理

・空家の社会問題化を踏まえ、住んでいる住宅以外の住宅が空家になっている場合に管理状況や今後の活用意向を聞く枝問を追加

・親子の現在、将来の住まい方は親側だけに聞くこととし、子側を削除
・さらにH25住調の設問変更により重複項目となった「子との現在の住まい方」を削除

・忌避感の高い資産に関する設問を削除(所有する不動産の価値、貯蓄残高など)

平成 25 年住宅・土地統計調査に関する研究会の構成員

- ◎ 浅見 泰司 東京大学大学院 工学系研究科 教授
石坂 公一 東北大学災害科学国際研究所 教授
竹内 一雅 株式会社ニッセイ基礎研究所 主任研究員
松本 暢子 大妻女子大学 社会情報学部 教授
山田 育穂 東京大学大学院 情報学環 准教授

【関係府省等】

東京都 総務局 統計部 人口統計課長
国土交通省 総合政策局 情報政策本部 建設統計室長
国土交通省 土地・建設産業局 土地市場課長
国土交通省 住宅局 住宅政策課長

【総務省統計局】

統計調査部長
調査企画課長
国勢統計課長
地理情報室長

【独立行政法人統計センター】

製表部管理企画課長

その他、国勢統計課長が指名する者

(敬称略・◎は座長)

平成25年住宅・土地統計調査に関する検討について

【平成23年】

9月 平成25年住宅・土地統計調査に関する研究会（第1回）

- ・調査の概要について
- ・調査の実施方針について

12月 研究会（第2回）

- ・調査事項について
- ・調査方法について

【平成24年】

2月 研究会（第3回）

- ・調査事項について
- ・試験調査について

3月 研究会（第4回）

- ・集計事項について
- ・被災地の調査方法について

7月 試験調査の実施

8月 研究会（第5回）

- ・集計事項について
- ・調査の実施計画案について

11月 研究会（第6回：最終回）

- ・調査の実施計画案について

11月 統計委員会への諮問